

# 高齢者虐待防止のための指針

訪問看護ステーションNICO

## 1. 虐待防止に関する基本的な考え方

訪問看護ステーションNICO（以下「事業所」という）は、利用者の人権を尊重し、下記虐待の定義の内容及び関連する不適切な支援を一切行わないこととする。

また、利用者の家族含む関係者から利用者の人権を守るため適切な行動を行っていくこととする。虐待の発生の防止に努めるとともに、早期発見早期対応、再発防止についてすべての職員がこれらを認識し、本指針、また「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）」に従い、業務にあたることとする。

### 【虐待の定義】

#### （1）身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。

または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

#### （2）介護放棄（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、または利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

#### （3）心理的虐待

利用者に対する激しい暴言、著しく拒否的な対応、または不当な差別的言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### （4）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者を介してわいせつな行為をさせること。

#### （5）経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2. 虐待防止検討委員会の設置

事業所では、虐待発生防止および虐待発生時の早期対応に努める必要性から、「身体拘束・虐待防止委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する責任者等を定める事とする。

（1）本委員会の委員長は事業所の管理者が務める。

（2）委員会の委員は、委員長が数名選出することとする。

（3）委員会は年1回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。

その結果について、職員に周知徹底を図る。

（4）虐待防止検討委員会の議題は、委員長が決定する。

具体的には、次のような内容について協議するものとする。

① 虐待防止検討委員会の組織に関すること

② 虐待の防止のための指針の整備に関すること

- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
- ④ 虐待またはその疑い（以下、「虐待等」という）について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

### 3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回および職員採用時に実施する。

研修の実施内容については以下のものを基本とし、詳細は虐待防止委員会により定める。また、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存する。

- (1) 虐待等の防止に関する基本的内容等の適切な知識
- (2) 本指針及び「高齢者虐待防止マニュアル」の内容に基づく取り組み方法
- (3) 虐待等に関する相談・報告ならびに通報の方法
- (4) 委員会の活動内容及び委員会における決定事項

### 4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 利用者本人又はその家族、訪問した職員からの虐待等の通報・報告があるときは、高齢者虐待防止マニュアルに基づき対応する。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には、役職の如何を問わず、厳正に対処を行う。

(2) 緊急性が高い事案の場合には、関係機関や自治体及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

### 5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 利用者本人又はその家族、訪問した職員からの虐待等の相談及び報告があった場合は、高齢者虐待防止マニュアルに基づき対応する。

(2) 職員は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者やその家族の様子の変化を迅速に察知し、それに係る状況の把握等の確認に努める。

### 6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

(1) 虐待対応責任者（管理者）は、利用者の人権等の権利擁護のため、利用可能な権利擁護事業について説明し、成年後見制度の利用を利用者やその家族等に啓発する。

(2) 家族の支援が著しく乏しい利用者の場合、まずはケアマネジャーや相談支援専門員に相談し、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度が利用できるように支援する。

(3) 利用者やその家族から、成年後見制度の利用について相談があった場合は、まずはケアマネジャーや相談支援専門員に相談し、地域包括支援センターや社会福祉協議会または自治体等の適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

## 7. 虐待等に係る苦情解決方法

(1) 虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた者は、寄せられた内容について苦情担当者（管理者）に報告する。当該担当者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。

(2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払って対処する。

(3) 対応の流れは、上述の「5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。

(4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

## 8. 利用者等に対する当該指針の閲覧

本指針は、職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、求めに応じていつでも閲覧できるように、事業所内に備え付け、公開とする。

## 9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

本指針に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽に努める。

### 附則

この指針は、令和6年4月1日より施工する。